

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第31回理事会

平成9年11月

# 「アジア女性基金」めぐり対立

## 板ばさみ座視できず

### 高槻市の市民ら

【大阪毎日】金曜日、高槻市で開かれた「アジア女性基金」の座談会。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏が、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。

## 「元慰安婦」に補償を「支援組織発足

【大阪毎日】高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏が、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。

高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。

高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。高槻市在住の元慰安婦代表の金中子氏は、一昨年からこの基金の活動を取り上げた。

### 広島の国旗・国歌問題

## 文部省、県教委を指導

日本企業（金沢・熊本等）「フニール金沢」は二十九日、愛知県豊田市の国旗・国歌の指導に関する県教委の指導を野村信孝文相に届出した。

この際、野村文相は「広島県は国旗法違反・国歌法違反の行為が起った」として、県教委に指導を要した。また、県教委は「指導を要した」として、県教委に指導を要した。

科書「従軍慰安婦」の記述について「先づ国旗法違反」「国歌法違反の疑いあり」として、県教委に指導を要した。

**山日社**  
<http://www.yamaji.or.jp>  
 03-3661-2477

の模様が異なることと規定後の状況の変化を指し、教科書検定委員会などへの調査を求めた。その際、国旗・国歌問題については、全国調査を求めた。

また、日本企業は、先般別荘で「国旗」の複製を撮影したことを、愛知県教委に報告した。また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

### 県教委が指導

文部省は二十九日、県教委に「国旗法違反」として、県教委に指導を要した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

### 県教委が指導

科書の歴史的事象の「として」について「国旗法違反」として、県教委に指導を要した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

また、県教委は「国旗」の複製を撮影したことを、県教委に報告した。

11/5/94

# 「死んだら撮れぬ もっと撮れ」

「死んだら撮れぬ もっと撮れ」は、元慰安婦の川本三枝(ナナム)の追悼映画。ナナムは、一九六八年、朝鮮半島の平壤で生まれ、一九八二年、日本に渡り、東京で暮らした。映画は、ナナムの自伝的な語りを通して、彼女の人生、戦争体験、そして死後の追悼活動を描いている。ナナムは、死んだら撮れぬ、もっと撮れ、と遺言を残した。この映画は、その遺言を継ぐ形で制作された。

## 「ナナムの家Ⅱ」来年2月から公開

「ナナムの家Ⅱ」は、ナナムの追悼映画。ナナムは、死んだら撮れぬ、もっと撮れ、と遺言を残した。この映画は、その遺言を継ぐ形で制作された。ナナムは、一九六八年、朝鮮半島の平壤で生まれ、一九八二年、日本に渡り、東京で暮らした。映画は、ナナムの自伝的な語りを通して、彼女の人生、戦争体験、そして死後の追悼活動を描いている。ナナムは、死んだら撮れぬ、もっと撮れ、と遺言を残した。この映画は、その遺言を継ぐ形で制作された。



# 元慰安婦追った記録映画再び



川本三枝(ナナム)の追悼映画「ナナムの家Ⅱ」の撮影現場

日本書院の追悼映画「元慰安婦の追悼映画」が、今年11月5日より、日本各地で公開された。この映画は、元慰安婦の追悼活動を描いた記録映画。ナナムの追悼活動を描いた記録映画。ナナムの追悼活動を描いた記録映画。

# ナチスによる強制労働

## 個人補償独政府に命令

### 地裁 東欧から請求続出か

【ボン5日電】ナチスのアウシュビッツ収容所の被害者だった東欧系ユダヤ人女性三十一人が、強制労働に対する未払い賃金補償を求めた訴訟で、ボン地裁は五日、ドイツ政府に対し、原告の一人に一万五千マルク(約百五十万円)の国家補償を命じる判決を言い渡した。

強引二十人の原告について地裁は、すでに独連邦補償法による補償を受けているとして、請求を退けた。

判決は独連邦法枠から離れた強制労働被害者への国家補償の必要性を認め、救済のための法整備を独政府に求めた。今後、独連邦で個人補償を受けられなかった東欧諸国の被害者から、同様の請求が相次ぐことも予想された。独政府は数回にわたって訴訟を打ち切った。

原告は、原告の女性三十一人はポーランドなど東欧諸国から連れて来られ、アウシュビッツ内の工場や約一年間、強制労働をさせられたとして、一人約四万八千マルク(約三百二十万円)の補償を求めた。

公判で独政府は、独連邦補償法や、アウシュビッツなどの強制労働に「被害者」の一人は「補償対象外」と主張。原告は「政府は、被害者の補償を命じる判決を言い渡した。」

原告は、強制労働そのものを対象としたものではなかったと反論していた。

一九五六年に定められた補償法では、強制収容所の被害者補償の理由は「自由は奪われ、健康被害なども受け、対象者も五年以内にアウシュビッツに在った者に限定。その他の個人補償や賠償は、ドイツ統一後の憲法条約締結後に決定された。今回の判決は、統一前のドイツの主権を認め、一九四五四年の「一九〇一年」が平和条約に相当するとして、強制労働に対する原告の補償請求権を認めた。

**賃金未払いで補償認め**

ボン地裁の判決は、アウシュビッツの強制労働に「被害者」の一人は「補償対象外」と主張。原告は「政府は、被害者の補償を命じる判決を言い渡した。」

旧西側の被害者補償は決着済みとの見解を示した。独政府は、すでに国内や旧西側諸国のナチスの被害者にも年金や、計約二十億マルク(約二千億ドル)の賠償を支払い、なせぬまでも、戦後ドイツの反人権による認められる東欧や旧ソ連の被害者補償で、ねない。(ボン・地裁判決)

は、賠償法整備などのための「和議基金」への出資にとどまり、個人補償には「かん」として対応していない。ポーランド、チェコがドイツへの賠償を厳格化させ、和解基金で手を打ったのは、北大西洋条約機構(NATO)や欧州連合(EU)加盟にドイツの助力が必要との背景もある。それまでは、戦後ドイツの反人権による認められる東欧や旧ソ連の被害者補償で、ねない。(ボン・地裁判決)

### 「強制労働の賃金」1人認め20人却下 ユダヤ人訴訟判決

【ボン5日電】ナチス・ドイツ時代、アウシュビッツ強制収容所に入れられたユダヤ人男性1人(係争中に死亡)と女性21人が独政府を相手どり、強制労働の未払い賃金の支払いを求めた訴訟で、ボン地裁は五日、1人の請求を部分的に認め、ほかの原告の請求をしりぞける判決を出した。「ナチス犯罪」による健康被害に対して政府が設けている補償制度の対象となったかどうかを判断の根拠とした。

この訴訟は、人種、宗教、政治的迫害であるナチス犯罪の被害者に限って個人補償が行われてきた従来の制度から、一般的な戦争行為とされる強制労働へと個人補償が広がるかが争点だったが、判決

はこれまでの枠組みを崩さなかった。22人の原告はハンガリー、ポーランドの出身で、現ポーランド領にあるアウシュビッツ収容所に連行され、軍需工場で大砲の部品をつくる作業をさせられた。健康被害を理由に、何らかの補償を受けた人がほとんどだが、これは別に未払い賃金の支払いを受ける権利があると主張。政府を相手どって1人当たり2万7000マルク(約190万円)から6万8000マルク(約480万円)までの支払いを求めた。

判決によると、請求が一部認められた原告女性は、連邦補償法などに基づく既存制度による補償対象とならなかったため、1万5000マルク(約105万円、請求額5万5000マルク)の支払いが認められた。

ユダヤ人女性ら21人の訴え却下  
ナチス強制労働  
賃金補償訴訟  
【ボン5日電】ボン地裁は五日、ユダヤ人女性ら21人がドイツ政府を相手にナチス収容所の強制労働に対する賃金補償を求めた訴訟の判決を公判から退けた。原告は、原告の女性三十一人はポーランドなど東欧諸国から連れて来られ、アウシュビッツ内の工場や約一年間、強制労働をさせられたとして、一人約四万八千マルク(約三百二十万円)の補償を求めた。

# 時評

11/11/95  
11/11

吉田 秀雄 (シドニー支局長)

第二次大戦中の一九四四年、オーストラリアのカウラにあった捕虜収容所で、集積隊を企てた日本兵二百三十余人とオーストラリア兵四人が死亡した。日豪両国で本にもなり、かなり知られた事件だ。現地には立派な墓所と日本駐留ができ、両所を結ぶ五\*の道には十年前から、日本の寄付でサクラ並木づくりが進む。南半球が春を迎える十月に桜祭りや慰霊祭が催され、今年も日本人だけでなく、地西民多数が参加した。祭りは日豪親善のシンボルの存在をいえる。

だが、日本兵の名の下に埋葬された捕虜の中に、朝鮮人が(たぶん台湾人も)いたことに思いをはせる人はあまりいない。兵士の多くが捕虜になったのを恥じて偽名だったこともあり、人数ははっきりしないが、アルファベットで記された墓碑銘には、明らかに朝鮮系とおぼしき名がいくつも見える。数年前、現地や古文書館に通ってこの事件を調べた、当地発行の韓国系新聞の関係者は「十八人の朝鮮人が含まれている」と話す。

今年の慰霊祭には、朝鮮人も台湾人も姿を見せなかった。しかし、昨年は慰霊祭の前日、オーストラリアに住む日、韓、台湾系の多民族のお年寄りグループが、墓の前に各国旗を立て、国歌をうたうなど独自に慰霊を済ませた。グループのリーダーは「日本人中心の、翌日の慰霊祭と同じことをしたら、標のたねになるから」と動機を語る。

在豪韓国人社会の一部には、「同胞の墓を日本人と分離して新たに作るべきだ」「独自の慰霊祭を設立すべきだ」との声がある。墓地を管理する豪州側は「集積隊されているので、朝鮮系の人の特だけを分離するのは物理的に不可能」というが、同胞を日本人と一緒に葬られたくない彼らの気持ちは、よく伝わっている。

## 独自の慰霊へ思い切々 豪カウラのサクラ

# 強制移住、米は謝罪を

米ロサンゼルスに住む  
ペルー生まれの日系人、  
カルメン望月さん(68)が  
米政府による戦時中の強  
制収容に対して公式謝罪  
と賠償を求め、仲間と一  
緒にロサンゼルス連邦地  
裁に提訴して一年余が過  
ぎた。第二次大戦中、日  
本側に捕らえられている  
米国人との交換要員とし  
て、ペルーから両親と共  
に米國に強制移住させら  
れた。六十四歳になった  
今、訴えることで何かを  
ふっ切らちとしている。

が、裁判は一向に進ま  
ない。このまま歴史のペ  
ージが繰り返されるのでは  
ないかと、カルメンさん  
はいう。

米政府は一九八八年に  
「市民自由法」を制定して  
強制収容された約十二万人  
の日系米国人たちに謝罪、  
一人二万ドルの補償金を支払  
った。だが、カルメンさん  
たちのようにペルーから運  
行されてきた日系人は「当  
時、米國に合法的に居住し

## ペルーから捕虜交換要員として米へ

### 日系のカルメン望月さん



ていなかった不法入国者」  
として補償の対象にならな  
かった。

カルメンさんはペルーの  
首都リマ郊外のカヤオ生ま  
れ。沖縄出身の両親は開拓  
農民として一年ごろ二人  
の息子を親類に預けて太平  
會長もつとめた。

## 苦悩の歴史葬らないで

父は大勢の子供を育てる  
ためにアルコール飲料を作  
つて愚で配達したり、アル  
ゼンチンで乳牛の牧場を営  
んだりして生計を立ててい  
た。ペルーの仲職員人会の  
会長もつとめた。

「おれは何も悪いことは  
していない」と、父は友人  
が経営していた大きなバナ  
ナ畑に二年間隔れた。刑事

四二年十二月、日米開  
戦。翌年、ペルーの親米政  
権が日本と国交断絶し、國  
でテキサス州クリスタルシ  
ティの強制収容所に暮ら  
した。

南米から米國に強制移住さ  
せられた日系人は十三万  
から計千二百六十四人。  
支援団体「正義を求め

はカルメンさんの小学校ま  
で来た。逮捕状が自宅に届  
いて、父はあきらめた。  
理由も行き先も分からぬ  
まま、カルメンさんは四  
四年三月一日、スリッケー  
として日本に送られた。九百

ペルーを中心に当時、中  
二千人三百六十四人のうち  
四二年六月と四三年九月の  
二度にわたって計八百六十  
五人が「捕虜交換要員」と  
して日本に送られた。九百

「一緒に訴えているのは、  
」  
じ体験を持つアリス西本  
んさんらわずか三人。つ  
い体験は忘れたという  
々がほんのりとした。

カルメンさん一家は「日  
本には帰らない」と突っ  
ねた兄一人を残して、交換  
船で日本へ送られた。

原野井護國のロビン・ト  
マ氏や支援しているカリ  
オルニア州立大ロンギビ  
エ校のジョン・ツチ女教  
は「米國憲法は、正當な生  
命の手続きにさらすに生命、  
自由または財産を奪われ  
ることはない」と明記して  
いる。日系米国人であれペ  
ルーの日系人であれ、法の  
神に照らしても平等に扱わ  
れるべきだ」と主張する。

トマ氏は、日本への送  
体験者たちにも訴訟に加わ  
るよう呼び掛けるため、今  
月九日から二十一日まで日  
本各地を回っている。市民  
自由法に基づき「捕虜と補償  
の請求期限は来年一月三十  
一日。同年八月になれば、  
補償そのものの期限が切れ  
る。

ロサンゼルスで日系人と  
結婚し、銀行に勤めながら  
二人の子供を育てたカルメ  
ンさんは、七一年に米國の  
市民権をとった。しかし、  
戦時中の「不法入国者」扱  
いには、何の手続きもとら  
れないままだった。

カルメンさんは、裁判の  
行方を監視していない。  
「悔しいです。私はお母  
さんやいつも愛おしかったです。  
お父さんやお母さんはあ  
とで苦しんでたのに、それを  
知らずに買収して。今、それ  
で心がすくずかしいです」



カルメンさんの父、比呂原助さんは黒が大好きだった  
と、一九〇〇年ごろ、ペルー・カヤオで  
▲「母と父の苦悩を決して忘れません」と語るカルメン  
望月さんロサンゼルス市内で、都丸亨

米國內でカルメンさんと  
ロサンゼルス  
都丸 修一

# 'Comfort women' monument built

NAHA, Okinawa (Kyodo) A monument for the souls of Korean women who were forced to provide sex to members of the Japanese armed forces during World War II was dedicated Sunday on Tokashiki Island, Okinawa Prefecture.

The campaign to build the monument was started in 1992 by Hamako Kitta, 84, an egg mosaic designer from Sakagawa, Yamanashi Prefecture, and other people, who helped produce a movie featuring former "military comfort women" from the Korean Peninsula.

The movie "Ariran no Uta" ("The Song of Ariran"), directed by Pak Su Nam, a Korean resident in Japan, was

completed in 1991.

Tokashiki Island is where Pe Bong Gi, a Korean woman who was interviewed in the movie, was forced to provide sex to Japanese soldiers. She died in October 1991 in Naha at the age of 77.

Kitta, who first planned to help Pe with her livelihood, hit on the idea of building the monument because other monuments for the war dead did not mention "military comfort women."

The monument was designed by Mariko Ijuin, 48, a potter from Hiratsuka, Kanagawa Prefecture, who is a third-generation Korean resident, under the theme of "coming back of life."

Sin Dong Jin, 46, a relative of Pe, Pak So Dok, 65, who was forced to work in a war mobilization corps, and other people attended Sunday's ceremony and prayed for the souls of former comfort women.

Kitta said in her greeting, "The monument is not only for praying for the souls of the women but also for expressing an apology of Japanese and an antiwar pledge not to repeat the tragedy."

## Envoy attends service

COVENTRY, Britain (Kyodo) Japanese ambassador Sada-yuki Hayashi attended a special church service here Sunday for victims of World Wars I and II together with three Britons who were captured by the Japanese armed forces during World War II and became prisoners of war.

Hayashi became the first Japanese ambassador to attend the service.

Takashi Nagase, 79, from Kurashiki, Okayama Prefecture, a former interpreter of the Japanese military police for Allied POWs who were forced to work for the construction of the Thailand-Burma railway, sent a message by telephone to the service.



A MONUMENT for the souls of Korean women who were forced to provide sex to Japanese soldiers during World War II is dedicated Sunday on Tokashiki Island in Okinawa Prefecture. KYODO PHOTO

1997/11/10 Japan Times

77日  
 北朝鮮が慰安婦のモニュメントが完成 太平洋戦争中期後半の強制連行された従軍慰安婦を哀悼する「コンソレーション・プログラム」の米政府と韓国政府は9月、北朝鮮に慰安婦像(彫像)を贈った。  
 モニュメントは、山東省のモザイク作家、田中子さんが北朝鮮に贈った。1000年ほど前の那智市の石碑に似た、元慰安婦の遺骨(人骨)を

ンギ(さん)の遺影も飾られ、遺骨を取り出した慰安婦の遺骨や髪などが飾られて慰安婦の遺影だ。



97. 11. 10 朝日

### 慰安婦の慰霊碑完成

太平洋戦争中、強制自決があつたことで知られる油郡・渡嘉敷島の渡嘉敷村で九日、朝鮮半島出身の元慰安婦らを追悼するモニュメントの完成式典があつた。強制連行され旧日本軍の軍属として働かされた韓国人男性や地元の島民ら約

八十人が集まり、除幕をした。

モニュメントは琉球石灰岩を三角に積み上げた形で、高さ約五尺。神奈川県在住の陶芸家で、在日朝鮮人三世の伊集院真理子さん(四〇)を中心に、構想から三年がかりで完成させた。

97. 11/10 (月) 朝日 (朝刊)

## 子どもに寄り添い 秘密保持が大原則

### 英国の24時間電話スタッフが講演

虐待やいじめ、親との関係などに悩む子どもたちの電話相談を二十四時間受けている英国の「チャイルドライン」のスタッフが五日、東京都世田谷区で講演した。メンバーは、子どもに寄り添うこと、秘密保持が大原則であることを何度も強調し、日本版を模索する市民を励ました。

話したのは、主任相談員のシモン・ホールさんと、カウンセラー統括役のリサ・パレイツァーさん。来年、区内の子どもの対象に電話相談の実験を計画している「世田谷区」の「ネットワーク」(幸田節三氏)が主催した。チャイルドラインは、BBOの子どもの虐待の番組をきっかけに一九八六年に

始まった。子どもは名乗る必要がなく、無料で相談できる。一日に約一万本がかかるが、四十回線しかない、対応できるのは約三千三百本。民間団体のため、悩みは資金集めだという。かけてくるのは十代前半が中心で、家族の問題が多い。ほとんかが匿名だ。最近の特徴は、いじめ相談が増えたことで、十年前は二割だったのが二割になった。「自殺したい」という電話も昨年で数倍あつた。

子どもが強む場合に限り、別の組織を紹介したり、警察に通報したりする。「子どもは自分の声で直接発信でき、大人の顔を見なくていいのでかゆやすい」とホールさん。「意見を押しつけない、秘密を守ることが重要だ」と繰り返した。パレイツァーさんも、電話を受けるカウンセラーの資格として「子どもの声にまず耳を傾ける姿勢」を挙げ、「行動を起こす必要はあくまでも子どもの許可

を得てです」と話した。ネットワークはチャイルドラインの日本版づくりを目指している団体の一つ。

「国連「慰安婦決議」を採択求める意見書」  
神奈川県朝鮮人強制連行真相調査団(斎藤正・日本人側団長、韓京益・韓国人側団長)は七日、元従軍慰安婦個人への国家賠償などの勧告を盛り込んだ国連人権委員会決議をただちに受け入れるよう政府に求める意見書が同県内の民間、業山、藤久井、相模原の一市三町で採択された。発表したのは、同調査団による「意見書採択は全国でも初めて」という。



発行所 日本経済新聞社  
 東京本社 〒100-6600 丸の内3-7-0  
 東京都千代田区大手町1-9-5  
 編集口座 03-3301-7-9556  
 大阪本社 〒540-0060 淀川区4-1-1  
 大阪府中央区大手前1-1-1  
 編集口座 09-201-73217  
 名古屋支社 〒460-0052 中区2-2-25  
 名古屋市中区正木2-3-1  
 編集口座 053-306-6149  
 西部支社 〒812-0024 中区3-3-30  
 福岡市博多区博多駅前2-16-1  
 編集口座 01710-1-1248  
 札幌支社 〒060-0011 中央区1-1-1  
 札幌市中央区北1条西7-3  
 ©日本経済新聞社 1997

# 公益法人の経営透明に

政府は、不明朗の批判がある公益法人の財務内容がカララズにするとともに、営利活動を開始するため、新たな指導監督基準を制定する。月内に閣議決定する。新基準は財務監査の公開や株式保有を禁止し、子会社設立・保有の原則禁止、内部監査の制限などが盛り込まれる。公益法人まで「完全行証」の制度を広げ、取組を徹底する狙いだ。公益法人は「きよまの心」(参照)「厳格」の面だ。

## 政府、月内に新監督基準

# 財務情報を公開 子会社も認めず

対象となるのは民法に規定する公益法人で、財団法人と社団法人の二種類がある。現在、金額で二万六千以上を敷き、人事協会の定めらるる国家公務員の天下り規制の対象外であるため、官保天下りの意味となつている。民衆を圧迫する「隠れた行政機関」との批判も強可や理事構成などに關する指導監督基準を閣議決定した。今回の新基準はそれに

「株式の保有等」「内部監査」の三項目に關して具体的な指導監督基準を設けることにした。

財務情報の公開では、貸借対照表、収支報告書、事業報告書の三種類の財務諸表(現在はこれらの一部を所管官庁に届け出)の公開を公益法人に義務づける。公開資料は次期事業年度から各法人の事務所や所管官庁で自由に閲覧できるようにする。

子会社の株式保有に關しては、不特定多数の利益の實現を目的とする非営利の公益法人が、子会社を使つて営利活動をしてはならないことへの批判が強く、全面的に禁止する。日本自動車連盟(JAF)が「JAF M

ATJ出版」をつくり、関連出版物の販売をしている。また、ATJ出版の株式保有者として、ATJ出版の株式保有者として認めない方針だ。

所管官庁は各法人の子会社の保有状況を調査し、既存の子会社の保有株式もすべて処分するよう指導する。また、日産生命の破たん処理をする「あけび生命」に出資している生命保険協会は、地方自治体がつくる

ては、不特定多数の利益の實現を目的とする非営利の公益法人が、子会社を使つて営利活動をしてはならないことへの批判が強く、全面的に禁止する。日本自動車連盟(JAF)が「JAF M

ベンチャー・イノベーションなど、金融システムの安定や新興企業の支援などに与える子会社の株式保有は例外として認められる。

収益事業から公益事業の経費を引いた内部留保の規模については、これまで何の制限もなかったが、今後はゴルフ会員権など本来の公益法人の業務と関係ない資産や、将来の使途が不明確な資産、公益に還元されない資産などの保有を指導官庁に届け出なければならないとする。

内部監査を巡っては、日本水道協会が巨額以上の資産を持つているとされ、JAFのように「監督官庁に報告する重大な資産」(総理事)を持つ法人が存在することに懸念の声も上がっており、内部監査の制限によって不明確な資産保有をなくしたい考えだ。



### 加藤 典羊



加藤典羊氏は明治三十一年（一九〇〇年）生れた。文芸評論家、小説家。著作「加藤典羊の政治小説」など。

面分りの日本は... 加藤典羊氏の政治小説「加藤典羊の政治小説」...

## 戦後（謝罪）の論理

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...



加藤典羊氏の政治小説... 謝罪の論理をめぐって...

## 「汚れから普遍へ」のねじれ引き受ける時

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...

戦後（謝罪）の論理... 謝罪の論理をめぐって...